

中部国際空港代替滑走路事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や脱炭素化に関する取組を推進するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 騒音

航空機の運航に係る騒音について、航空機の飛行経路等が変化することから、環境監視調査を確実に実施することにより、周辺地域に対する環境影響を適切に把握すること。

3 水質

工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、環境保全措置を徹底するとともに、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 動物

バードストライクの発生をより一層抑制するため、バードストライクの発生状況や鳥類の特性等を分析し、より効果的な手法の導入に努めるとともに、空港関係者と連携したバードパトロール等の対策を徹底すること。

5 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。